

改正

平成23年3月23日水管規程第2号

令和4年3月24日水管規程第1号

令和5年3月27日水管規程第1号

飯綱町給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号）及び飯綱町給水条例（平成17年飯綱町条例第140号。以下「条例」という。）の規定に基づき、水道法及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専用給水装置の用途区分)

第1条の2 専用給水装置の用途区分は、次の基準による。

- (1) 一般用 次号に掲げる用途以外に使用するもの
- (2) 別荘用 保健休養地として開発された区域の別荘又はこれに準ずる用途に使用するもの

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第4条第1項の規定による申込みは、給水装置工事承認申込書（様式第1号）によるものとする。

(利害関係人の同意書等の提出)

第3条 条例第4条第2項の規定による利害関係人の同意を証する書類は、次の各号のいずれかに該当する場合に提出しなければならない。

- (1) 家屋の所有者でないとき。
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき。
- (3) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (4) その他管理者が必要と認めるとき。

(工事しゅん工届)

第4条 条例第7条第2項の規定による届出は、給水装置工事しゅん工届（様式第2号）によるものとし、工事がしゅん工した日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。

(町が負担する工事費)

第5条 条例第8条第1項ただし書に規定する管理者が特に必要があると認める工事の費用は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）（第1バルブが設置されているときは、第1バルブ）までの間の給水装置の維持管理のために必要な工事 工事費の全部
- (2) 給水装置のうち公道に属する部分の維持管理のために必要な工事 工事費の全部
- (3) その他管理者が特別な理由があると認める工事 工事費のうち管理者が必要と認め

る部分

(代理人選定届)

第6条 条例第9条の規定による届出は、給水装置に関する諸届(様式第3号)によるものとする。

(給水の申込み)

第7条 条例第12条の規定による申込みは、給水装置に関する諸届(様式第3号)によるものとする。ただし、管理者が特に認める場合にあっては、管理者が別に定める方法により行うことができる。

(届出)

第8条 条例第16条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 給水装置の使用を中止するとき 給水装置に関する諸届(様式第3号)ただし、管理者は特に認める場合にあっては、管理者が別に定める方法により行うことができる。
- (2) 給水装置を撤去、又は廃止するとき 給水装置工事承認申込書(様式第1号)及び給水装置に関する諸届(様式第3号)
- (3) メーター口径を変更するとき 給水装置工事承認申込書(様式第1号)及び給水装置に関する諸届(様式第3号)
- (4) 専用給水装置の用途区分を変更するとき 給水装置に関する諸届(様式第3号)
- (5) 消火演習のための消火栓又は私設消火栓を使用するとき 消火栓使用届(様式第5号)
- (6) プールに給水するとき プール給水申込書(様式第6号)

2 条例第16条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 消火栓を消火に使用したとき 消火栓使用届(様式第5号)
 - (2) メーターを滅失し、又は破損したとき メーター滅失・破損届(様式第7号)
 - (3) 給水装置の使用者又は住所に変更があったとき 給水装置に関する諸届(様式第3号)
 - (4) 給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置に関する諸届(様式第3号)
- (給水装置及び水質の検査)

第9条 水道法第18条第1項の規定により給水装置の検査又は水質検査を受けようとするときは、給水装置・水質検査請求書(様式第8号)を管理者に提出し、行うものとする。

2 管理者は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

3 メーターの検査には、請求者が立ち会わなければならない。

(水量の認定)

第10条 条例第20条に規定する使用水量の認定の方法は、前4月間における使用水量その他の事情を考慮して行う。

(使用水量の端数計算)

第11条 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、次期に繰り越して計算する。
ただし、使用を中止し、又は廃止した場合の端数は、これを切り捨てる。

(料金の訂正)

第12条 料金が納入された後、その算定に異動があったときは、速やかにこれを変更する。
この場合においては、次期以降の納期に係る料金において精算することがある。

(身分証明書の携帯)

第13条 職員は、給水装置の検査、使用水量の計量その他給水管理上の必要により使用者等の居宅又は施設に立ち入る場合は、身分証明書を携帯しなければならない。

(給水停止の方法)

第14条 条例第28条及び第29条の規定による給水停止は、あらかじめこれを通知し、止水栓若しくは仕切弁の閉止、メーターの取りはずし又は配水管との連絡を切り離すことを行行う。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第15条 条例第32条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、次に掲げる管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

- (1) 水槽の清掃を1年に1回、定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため、水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(文書の様式)

第16条 この規程に定める文書の様式については、管理者が別に定める。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の牟礼村給水規程（平成10年牟礼村告示第14号）又は三水村給水規程（平成10年三水村公営企業管理規程第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年3月27日水管規程第1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

給水装置工事承認申込書			
飯網町水道事業管理者 飯網町長 様			
<p>加入負担金及び給水装置工事に係る手数料については、飯網町給水条例第5条及び第25条の規定に基づき、次のとおり給水装置工事を施工したいので承認してください。</p>			
承認申込日	年 月 日		
工事場所	飯網町大字		
申込者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	電話番号	- -	
使用者 <input type="checkbox"/> 申込者に同じ	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	電話番号	- -	
所有者 <input type="checkbox"/> 申込者に同じ	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	電話番号	- -	
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 (増設・減設・位置変更・布設替) <input type="checkbox"/> 口径変更 (φ mm⇒φ mm) <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 廃止		
工事予定期間	着工 年 月 日	しゅん工 年 月 日	
工事施工者 (指定工事事業者)	住所 名称 電話番号		
	給水装置工事主任技術者名		
添付書類			

様式第2号（第4条関係）

給水装置工事しゅん工届			
飯網町水道事業管理者 飯網町長 様			
次のとおり工事がしゅん工しましたので検査してください。			
届 出 日	年 月 日		
設 置 場 所	飯網町		
申 込 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	電話番号	- -	
使 用 者 <input type="checkbox"/> 申込者と同じ	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	電話番号	- -	
承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造（増設・減設・位置変更・布設替） <input type="checkbox"/> 口径変更（φ mm⇒φ mm） <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 廃止		
しゅん工年月日	年 月 日	工事完了メーター指針	m ³
工 事 施 工 者 (指 定 工 事 事 業 者)	住 所 名 称 電話番号		
	給水装置工事主任技術者名		
給水管の管種	<input type="checkbox"/> ポリ管 <input type="checkbox"/> 鉛管 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
添 付 書 類			

検査の結果は下記のとおりです。

検 査 員	職 名		氏 名	
検 査 年 月 日	年 月 日		検査時指針	m ³
検 査 結 果	合格 ・ 不合格		検査手数料	円

様式第3号 (第6条、第7条、第8条関係)

給 水 装 置 に 関 す る 諸 届			
(宛先)飯綱町水道事業管理者 飯綱町長 ※飯綱町給水条例及び同施行規程が給水契約内容となります。			
※ 給水装置に関する諸届必須事項			
申込者 住 所 (記入者)		届出日	年 月 日 アパート等の名称、部屋番号
フリガナ			
氏 名			
使用者との関係 本人・代理人【親族・家主・不動産管理関係者・その他()】			
電話番号		— —	
設置場所(住所)		飯綱町大字 アパート等の名称、部屋番号	
1 水道の使用・中止、用途区分等の届出			
開始日・中止日		年 月 日 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始の開閉栓はできません。	
申込届出区分		1 開始(開栓) 2 中止(閉栓) 使用内訳 1 家庭用 2 工場用 3 ()	
専用給水装置用途区分		1 一般用 2 別荘用 用途区分変更 1 2 ⇒ 1 2 に変更	
使用者	住所	<input type="checkbox"/>	
(申込者に 同じ場合は □に✓)	フリガナ		
	氏 名	<input type="checkbox"/>	電話番号 □ — —
水道料金支払方法 1 現金(納付書)・2 口座振替(口座振替依頼書の提出が必要となります。)			
下水道等の接続状況		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は公共下水道使用開始届出書の提出をお願いします。	
2 使用者・所有者・住所・送付先の変更等の届出			
異動区分 ↓ ⇒	1 使用者変更 2 所有者変更 3 住所変更 4 送付先変更 5 代理人変更 ※上記の異動区分を○で囲み、下欄の異動区分の□に✓をお願いします。		
<input type="checkbox"/> 使用者	変更後	住所	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 所有者	(申込者に 同じ場合は □に✓)	フリガナ	
		氏 名	<input type="checkbox"/>
			電話番号 □ — —
<input type="checkbox"/> 住所	変更前	住所	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 送付先	(申込者に 同じ場合は □に✓)	フリガナ	
		氏 名	<input type="checkbox"/>
			異動区分変更理由 1 相続 2 売買 3 その他 2は、契約書等をご提示ください。 3の理由()
<input type="checkbox"/> 使用者	変更後	住所	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 所有者	(申込者に 同じ場合は □に✓)	フリガナ	
		氏 名	<input type="checkbox"/>
			電話番号 □ — —
<input type="checkbox"/> 住所	変更前	住所	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 送付先	(申込者に 同じ場合は □に✓)	フリガナ	
		氏 名	<input type="checkbox"/>
			異動区分変更理由 1 相続 2 売買 3 その他 2は、契約書等をご提示ください。 3の理由()
3 給水装置(水道)工事申込の届出			
給水装置工事申込区分		1 新設(φ mm) 2 改造(口径変更、増設、減設) 3 修繕(布設替等) 4 撤去 5 廃止	
※給水装置工事申込区分に該当する場合は、給水装置工事承認申込書(様式第1号)の提出をお願いします。			

様式第5号 (第8条関係)

受 付	年 月 日
-----	-------

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

飯網町水道事業管理者

飯網町長 様

届出人	住所	
	氏名	

下記のとおり、(私設)消火栓を使用したい(した)ので届けます。

使 用 場 所	飯網町
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 目 的	
使用(予定)水量	m ³

様式第6号 (第8条関係)

受 付	年 月 日
-----	-------

プ ー ル 給 水 申 込 書

年 月 日

飯網町水道事業管理者

飯網町長 様

届出人	住所	
	氏名	

下記のとおり、プールへの給水を申し込みます。

給 水 場 所	飯網町				
給 水 日 時	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
プールの大きさ		m	×	m	

様式第7号 (第8条関係)

受 付	年 月 日
-----	-------

メーター滅失・破損届

年 月 日

飯網町水道事業管理者

飯網町長 様

使用者	住所	
	氏名	

下記のとおり届けます。

給水装置設置場所	飯網町
滅失、破損の理由	

様式第8号 (第9条関係)

受 付	年 月 日
-----	-------

給水装置・水質検査請求書

年 月 日

飯網町水道事業管理者

飯網町長 様

使用者	住所	
	氏名	

下記の給水装置・水質検査をお願いします。

給水装置の場所	飯網町
検査請求の理由（できるだけ詳細に記入してください。）	
検査結果（水道課記入欄です。）	